

「市民」が「国民」になるとき

## 「市民」が「国民」になるとき

——久布白落実における「ホーム」論の転回

林 葉子

### はじめに

久布白落実（一八八二—一九七二）の自伝『廢娼ひとすじ<sup>(1)</sup>』は、廢娼運動の歴史を知るための必読文献として読みてきたが、著者である久布白自身が実際に自伝の表題のとおり「廢娼ひとすじ」にのみ生きた人物であったのかどうか、その思想の変遷については、いまだ検討されたことはない<sup>(2)</sup>。廢娼運動のみならず婦人参政権獲得運動における活躍もあって、もっぱら「運動家」として知られる久布白ではあるが、その活動の鮮やかな印象は彼女の一面にすぎないということは、残された著作を列挙するだけでも容易に推測できる。それらに関し興味深いことの一つは、久布白が一九三〇年代に入つて矢継早に人物伝を発表していることである。林歌子伝や湯浅初子伝の執筆、矢嶋楫子伝の編纂を手がけた一九三〇年代、久布白は矯風会のリーダーの一人として多忙な日々を送っていた。そのハードスケジユールの合間をぬつてまでも、伝記的歴史作品の執筆へと自らを向かわせた思いを、久布白は林歌子伝（『貴女は誰れ?』）の序文に次のように綴つている。

廃娼は最後の目的ではない、廃娼は見て居られぬ腫物を療治する事で、止むを得ざる最初の踏み出しだ、結局は何か？

即ち国民の純潔である、眞の意味に於ける一夫一婦、二つに非ずして一体なりと云ふ、徹底した夫婦愛こそ、全國民が、新たに学び又獲得すべき生命だ、それには来らんとする時代に対して、この種の書きもの程、貴ひ贈物はない。（引用部における括弧内の補足および傍点は、以下、断り書きがない限り林）

いまでは陳腐なイメージにまみれた「純潔」については、その当時と現在とでは勿論、当時の論者たちのあいだでさえもそれらの指す意味あいが異なることから、久布白がいかなる意味において論じているか、慎重に検討する必要があるので後述するが、むしろこの引用部で着目すべきなのは、久布白の求めたものが「廃娼」にとどまらず、その「最後の目的」が新たな国民の創出であると言明している点である。日本という国家とその「国民」とが、彼女の描く人物伝の主要なテーマの一つであるということは、たとえば『湯浅初子』という作品においても、その要所に「我々は日本が好きだ。日本は偉い、日本は強い」「どうか日本が善い國で有り度い<sup>(3)</sup>」といったメッセージが織り込まれていてことから読みとれるのである。このいわば「国民の伝記」としての女性伝の作者である久布白落実においては、もはや「廃娼運動家」としての一面は後景に退いている。本稿が久布白の論説における「国民」概念を主に扱うのは、それが彼女の思想を分析する際のキーワードとなると考えるからである。

しかし、その「国民の伝記」の作者である彼女はまた、同時に、かつて女性たちを「市民」となし「国際的覺醒」を促すべく努力したその人であった。二十代の年月の大半をアメリカの地で過ごし、日本へ帰国後も「シティズン」としての「市民」概念に希望を託していたかにみえた久布白が、やがてその「市民」論を「国民」論へとすり替えていくのはなぜなのか。本稿は、彼女が人物伝の執筆に着手する以前、一九一〇年代後半から一九二〇年代末にかけて発表した数多くの時事評論において、ときには「市民」と「国民」とを微妙に重ね合わせながら、やがてその重点を

「国民」「日本人」へと移行させてゆく過程を内在的に追うことにより、彼女の「国民」概念の輪郭をとらえようとする試みである。その史料としては、主に日本基督教婦人矯風会機関誌『婦人新報』——久布白によつて「執筆でなく、生活其もの」とされるところの一例を用いる。

ところで近年「市民社会」論は「国民国家」批判との関連で論じられる傾向にあるが、「市民」としての在り方が果たして「国民国家」を超えるステップとなりうるのか、という疑念もまた、しばしば表明されている。<sup>(8)</sup>本稿で扱う問題、すなわち、コスモポリタン的様相を以て登場した久布白が、まさにその世界市民的意識を醸成した〈場所〉でこそ「国民」化した事実は、「市民」を「国民」の対抗概念として扱うことの困難さの、一つの証左であるとはいえないか。

久布白が「市民」から「国民」へシフトしたその〈場所〉とは、彼女の内に刻み込まれた関東大震災の記憶である。一九二三年九月一日におこつたその震災について、彼女はたびたび回顧し、新たな意味付けを試みようとした。関東大震災の記憶は、最初、自らを「市民」として強く意識させたのであつたが、やがてその「九月一日」は、「国家的」な記念日、「国民」の日として意識されるに至る。震災をめぐる言説に限らず、彼女は自らのあらゆる言論活動において、一時期頻繁に用いていた「市民」という言葉を「国民」へと置き換えてゆくのだが、その過程は、久布白にとつての「九月一日」の意味変容の過程に、象徴的にあらわされていると言えよう。関東大震災の記憶を「市民として自らを見いだした日」から「国民の日」へ、その表象をすり替えてゆく過程に、彼女にとって、「市民」と「国民」とが使い分け可能な類義語でなく、「市民」から「国民」へ、その道筋が不可逆的なものとしてあつたことを確認できる。久布白が廢娼運動をはじめたそもそものきっかけがサンフランシスコ大震災（一九〇六年）であったことを想起すれば<sup>(9)</sup>、後に東京で再び大震災を経験することとなつた彼女がその「九月一日」に固執し、その日を廢娼運動

の記念日としてキャンペーンの先頭に立つたことも、さして不自然なこととは思われない。彼女の人生の節目には大震災があり、その記憶の表象には、彼女の思想が映しだされているのである。

「国民化」の主張へと重点を移した久布白のその後、すなわち十五年戦争期の彼女の論説について『日本キリスト教婦人矯風会百年史』（以下、「百年史」と略記）は、それらが「侵略戦争に加担することにつながった」として「会としての戦争責任」を「告白」している。<sup>(10)</sup>しかしそこには、なぜ久布白をはじめとする矯風会の指導者たちがそのような「誤り」を犯したかという点についての詳細な分析はなく、この『百年史』においてもやはり、かつての指導者たち自らの述懐における「ただただ自分の非力を父なる神にお詫びするばかりである」という平謝りの姿勢から踏み出すものではない。そもそも「小さな体のどこからそのファイトが出るのかと誰しも思うほど、よく戦った」と形容されるエルギッシュな久布白が「ついに一言も戦争反対の声を挙げ得なかつた」わけを、単に「非力」の問題としてかたづけていいはずではなく、日本基督教婦人矯風会（以下、「矯風会と略記」）がその三大目標の一つに掲げた「世界の平和」の内実を、矯風会のリーダーひとりひとりの論説から個別に分析する作業が、今後は必要となろう。久布白についていえば、彼女のいう「市民」が「国際的覚醒」と表裏一体であつてみれば、後に論ずるように、「世界の平和」と彼女の「市民」概念とは密接に関連している。その「市民」から「国民」へ、彼女が描く理想の人間像が変化してゆく基底に、一貫して変わらずにある彼女の主張——それを本稿では「ホーム」論と呼ぶ——との関連を中心に、以下では、久布白落実の思想における連続と断絶を、「ホーム」論の転回として分析する。

## 一 原型としての「ホーム」論

久布白落実は『婦人新報』への執筆をはじめた当初から、ある人間観を一貫して唱えつづけたが、それがやがて「市民」論として、さらには「国民」論へと形を変えつつ論じられるにいたつても、そこには、その彼女の<sup>15)</sup>人間観の、いわば原型としての残像を見ることができる。

彼女は、女子学院（その院長は日本基督教婦人矯風会の創立者で落実の祖母の妹にあたる矢嶋楫子）高等部全科を卒業後、牧師である父・大久保真次郎の伝道の地であるハワイ、のちアメリカの都市オーハウンドへ移住した。一九〇六年のサンフランシスコ大震災直後、オーハウンドの日本人町で「亮春宿」を見た衝撃を「心の奥底に深く埋もれた種子」<sup>16)</sup>として、彼女が幹事として日本基督教婦人矯風会に勤めはじめるのはその震災の十年後、一九一六年、落実三四歳のときである。彼女は矯風会幹事に就任以降、ほぼ毎月、機関紙である『婦人新報』に時事評論を寄せており、その活躍については『百年史』にも特記されている。矯風会入りのきっかけとなつたのは久布白が矯風会の活動に賛同して書き送つた廃娼論であつたが、彼女が矯風会幹事として発表した最も初期の論説にはセクシユアリティをテーマとするものが多い。そこでは「ホーム」という語を用いて次のように論じている。

如何に個人主義が発達して参りましても「中略」家は人類の最初のホームに相違ありませぬ「中略」ここで養成せられ、訓練せられ、教育せられて始めて國家なる大ホームに入る準備が出来上ります。<sup>17)</sup>

今日私共矯風会員が求むる処は大なる平凡で御座います、宇宙の主なる神を眞実我が靈の父と仰ぐこと同時に自身人として立ち、我が一身を磨き、我が一家を処理し、我が住む市を清め、我が生れし國を高くすることです。<sup>18)</sup>

このような久布白の主張は同心円的に示すことができる。すなわち「一身」あるいは「自我」を出発点として、足

元から順に「家」、「市」、「国」へとその「訓練」の場を広げ、最終的な目的として「神のホームを地上に建設する」といったイメージである。これらの引用部からもわかるように、久布白のいう「ホーム」とは、イコール「家庭」ではない。「家は人類最初のホーム」にすぎず、「市」や「国」もまた、彼女の主張においては「ホーム」である。また、彼女がこのような考えを呈示するときに好んで使った「訓練」という語は、矯風会活動の意味づけとしても用いられ、「家」、「市」、「国」のみならず、矯風会や教会等の団体は、「神のホーム」へ至るための「訓練」の場とされている。矯風会が「婦人矯風会」として女性を中心に活動する理由もまた、女性たちに「訓練」の場を確保するためだと説明され、女性たちが男性とともに「一堂混じて事を共にする時には勢、有力なる男子に其処を譲つて婦人としての発達をすることが困難」<sup>(20)</sup>であることに配慮したものである、と論じている。

では、このように久布白が強調する「訓練」とは何か。「訓練」によって彼女は、人々をどのように変えようとしたのか。久布白がイメージするその「訓練」の内実は、彼女の「新しい女」論、とりわけその「貞操」論の中で展開されている。そして「訓練」という語こそ、久布白が自らを「新しい女」たちと分かつものと自負するところのキー ワードでもあった。久布白は、日陰の茶屋事件について、神近市子と伊藤野枝を「訓練なき刹那主義の女」と批判し、「訓練なき恋愛の、避け難き破綻は無遠慮に暴露されました」と述べて、「新しい女」と矯風会との「根本的の相異」<sup>(21)</sup>は、矯風会が「人生を学校として、又面白目なる訓練の道場となし」といる点にあるのだと述べる。

久布白の「新しい女」論のなかで興味深いのは、「貞操」についての彼女独自の用語法であろう。平塚らいてうについての次のような論評のなかに、久布白の「貞操」論に特徴的にみられる「男子貞操義務」の主張をみるとがで きる。

新しき女を如何に視るか〔中略〕例えれば恋愛問題に於ても、新らしき婦人等の所説及び実行に徴するに、従来の屈辱的な婦徳を打破して、男子同様に自由放縱ならしめ度いと望まるるよう見受けます。我々としては、女子の屈辱的貞操を破壊するよりも、むしろ、それに生命を吹き込み、同時に男子に眞の意義に於ける貞操を守つて貰う事を要求するに有ります。<sup>(22)</sup>

この引用部にもみられるように、久布白は「男子」の「貞操」を主張し、またそれは単に性行為にのみ限定されたそれではなく「男女共に、人格と人格とが敬と愛とに依つて結付くの一事」<sup>(23)</sup>というかたちで「人格」の問題として扱われている。そしてその「人格」の問題は、たとえば久布白が「学問、智識以上に、工芸技術以上に、人格的品位を与ふることは必要なる事では在りますまいか、根本思想改造の必要は、軍艦飛行機の増造以上に我国の最も要する処では在りますまいか」と述べるように、最重要課題としての位置付けを与えられている。この「根本思想改造」のための处方箋として彼女が提案するのは「性教育」であり、「従軍兵士」に対する「性教育」の必要性も説いている。<sup>(24)</sup>

このような「性教育」の強調は「訓練」の重視と同様に「性」を不可変の本質ととらえる本質主義的発想からは遠い。彼女の主張においては、男性の「性」は「人格的品位」の問題としてその精神性が強調され、また「教育」次第で「改造」することができるものと前提されているのである。この久布白の主張する「男子貞操義務」が二重の意味で画期的なのは、もっぱら女性の「処女」との関連で論じられていた「貞操」を男性の問題として論じ、かつ男性の「性欲」を「本能」として自明視することを否定した点である。<sup>(25)</sup>当時「貞操」が、女性のものとして、かつ性交体験の有無の問題として論じられる傾向にあつたのに對し、「男子の貞操」を「人格的品位」の問題として論じることで、その言葉の意味自体を改变することを試み、「女子の屈辱的貞操」観念を打ち壊そうとしたのだといえる。<sup>(26)</sup>

久布白が初期の論説において「人格」を論ずるとき、その「人格的品位」は「世界の一員」となるための資格とし

て論じられるそれであり、また「武士道」や「キリストの精神」と類似するものとさえられていた。<sup>(28)</sup> そして久布白においては性の問題が即「人格」問題であったため、「商業道德、工業道德は今日識者が口を極めて痛論して居る処で御座います。商業道德は遊廓に依つて培われましようか」といった問い合わせもなされたのである。

「神のホーム」へ到達しうる「世界の一員」となるために、「家」、「教会」、「市」、「国」等をそれぞれ中間団体的な「ホーム」としてとらえ、自らの足元から徐々に「訓練」の場を広げていくという発想。そしてその「訓練」によつて高められる「人格的品位」の中心に位置する「貞操」。久布白において「貞操」の問題が「根本」としてあるのは、「家」における男女関係の構築のありかたこそが、人々にとつて最初の「ホーム」、最初の「訓練」の場としてとらえられているからであつた。<sup>(29)</sup>

ところで、矯風会、とりわけその中心人物である矢嶋楫子の尊皇意識と国家主義的傾向についてはすでに指摘されているが、この問題に関しては、久布白の初期の論説において次のように論じられている。

五十年前に遡て考ふる時、私共の若き血を最も湧かしめし物語は何でしよう、吉田松陰といい、平野次郎といい〔中略〕結局皇室中心の國家の統一で在つたと思います。十一二歳の頃、父や其友人等の会話を朝夕耳にする毎に、子供心にもひびいた尊む可きものは、國家の為め、と云ふ一語で有つたように思います〔中略〕然るに何時か時勢は転々として参りました、今日我が国民を支配して居る最大問題は何でしよう、問うまでもなく生活問題です。<sup>(30)</sup>

久布白が聞いた「父や其友人等の会話」の中には、彼女の叔父である徳富蘇峰、徳富蘆花、祖母の徳富久子、大叔母である矢嶋楫子のそれも含まれていたであろうし、その会話においては、横井小楠や、父・大久保真次郎が師事した新島襄の話題もあつただろう。それらを耳にしつつ彼女自身も子供心に刷り込まれた「國家の為め」という意識は、

いまや「時勢」によって「生活問題」へと変化したのだと認識されている。ここにいう「生活問題」とは、「米の騰貴、炭の騰貴、物価の暴騰、薄給の叫び、細民の暴動、中産階級の苦悶、富豪の出現」といった現象にみられるそれであり、それはかつての「國家の為め」という意識と比較すれば一見「如何にも見劣りのする有様」のようではあるながら「一步踏み入つて考ふる時は、此處には實に偉大なるものの生まれ出でんとする産みの苦しみの有る事を見ねばならない」と彼女は論ずる。その「偉大なるもの」とは、人々の、自活し自ら考えるという新しい習慣であり、「家族制度が倒れかけた今日」における「男女問題の混乱」もまた、「<sup>(33)</sup>」の民族の内に自ら考ふると云ふ新らしき事が生れ出んとして居る証拠として肯定的にとらえられる。「自我」を出发点として「家」と社会におけるさまざまな中間団体とを経て、そこから「國家」へ、「世界」へと足場を広げてゆく彼女の「ホーム」論は、この時点においては、「皇室中心主義」とは異なる「新しい一大観念」として意識されていたのである。

## 一一 「市民」の発見

久布白落実の「ホーム」論の担い手としての、その理想の人間像に、彼女が「市民」の名を与えた最初のきっかけは、一九一八年に夫とともに立てた教会を「東京市民教会」と名づけたことにあつたのではないか。落実の夫・久布白直勝（一八七九—一九二〇<sup>(34)</sup>）は、移民と留学をめざして渡米し、バークレーのユニテリアン神学校、さらにハーヴード大学で神学と社会学を学んで一九〇五年に卒業、その後シアトル日本人教会に就任し、一九一〇年に落実と結婚した。一九一三年、落実と二人の子供とともに帰国し、大阪組合教会上町支教会、高松教会に赴任、一九一六年、落実の矯風会幹事としての就職を機として共に上京した直勝は、組合教会において東京での仕事を得られなかつたた

め辞表を提出し、独立伝道の準備をすることとなつた。東京市民教会がたてられたのは一九一八年、教会の会堂が新築されたのは直勝の死の直前、一九二〇年のことである。この東京市民教会設立の経緯に関し、落実は自伝に次のように記している。

夫はめったに夢話はしない。しかし、夢は相當に抱いておつた。日本に戻り、日本の中心地において、教会を建てる。それは当時ロンドンでならしていたシティ・テンプル、いわゆる市民の教会を造る。ここは市民のための指導精神を打ち出す、中心地となるべきだ。これは、彼が明けても暮れても、寝ても醒めても、考へていたことであつた。それでいちばん小さい教会ながら、本郷や霊南坂等の地区名をつけず、東京市民教会の名を死守したわけであつた。<sup>(35)</sup>

この当時の彼女の「市民」という言葉へのこだわりは、ちょうどそのころ生まれた第四子に「民子」と名づけていることからも、窺い知ることができる。当時をぶりかえり「民主主義を高調していた我が家では、何ということなしに生まれ来つた娘を「民子」と名づけた。デモクラシーなどといつて笑つたことを覚えていて」<sup>(36)</sup>と自伝に記していることから、それが「民主主義」を強く意識したものであることがわかる。

しかしその「市民」が、「東京市民教会」を名づける過程で強く意識されるにいたつた呼称であるとしても、彼女の「市民」論の内実は、かねてから主張している「ホーム」論の延長線上にあることに留意すべきであり、また、彼女の自伝における東京市民教会についての記述が夫・久布白直勝の思い出とともに記されその「素志」が強調されていることについても、彼がこの教会新築後まもなく病没しているという事情を考慮する必要があろう。このころにみられる落実の重要な思想的変化、すなわち彼女の「ホーム」論に政治的色彩が強まつてくることについては、夫の影響といふよりはむしろ、一九一七年から一九二一年にかけて彼女自身が経験した「三沢千代野事件」との関連で考え

るべきである。それは、彼女の「ホーム」論がこの時期、単なる「道徳」論の域を越えて法的整備の必要性とともに論じられるとき、常に言及されるのがこの「三沢千代野事件」であるからだ。

その「三沢千代野事件」とは、次のようなものであった。

大正六年十二月、一つの飛報が耳に入った。横浜の貧しい家の少女が下女奉公と思つて家をでたのに、悪徳周旋業者のため転売され、身を汚されたのに未亡人の母が驚き、少女の日曜学校教師であった宣教師に救いをもとめ、宣教師は慈愛館のベンロット女史に連絡してきたというわけである。寡婦の母は一人の子供をながく学校にやつておくわけにもいかないので、近所の人の口ききで奉公にだしたが、くれぐれもこの娘は客座敷にだしたり身を汚したりすることのないように、たのみこんだ。ところが、この十六歳の少女が奉公先についてみると、茨城県の田舎料理屋ですぐ客の酌にださせられたので、約束が違うと逃げだそうとしたら、殴打され他に転売された。三回目の家で、少女は母に手紙をだしても救いが来ないので、主人からは飯は一人前たべても仕事は役立たずとののしられて、詫方つきて主人の意にしたがつてしまつた。<sup>(38)</sup> 転売されること六回目の主人の家にいるとき、やつと矯風会が彼女を助けだすことができたのであった。

そして矯風会は、奉公に出る少女たちの保護の道を講ずるため、周旋業者と宿屋の主人とを告訴して、これを法廷闘争へと持ち込んだ。しかし結果は惨憺たるもので、水戸区裁判所、東京地方裁判所、大審院と、いずれにおいても「罪状輕微にして取り上げる価値なし」として却下されてしまう。このことに久布白は「憤慨」し、「私の心は常に比問題で充されて居ました。私は是非とも我國の法律に入り込む必要が在ると考へ、其方面に研究を向けて居りました」と述べるように、この後の彼女は、法的整備のための運動、具体的には婦女保護政策問題や婦人参政権獲得運動等に力をそそぐようになるのである。

久布白は、自分が法律問題へ強く関心を持つにいたつた経緯を自伝に記す際、「法律がほしい」という見出しのもとに、この三沢千代野事件のことを詳述している。<sup>(40)</sup>しかし先行研究において（久布白落実を含む）矯風会員が婦人參政権獲得運動等、法律上の権利獲得運動へ乗り出したきつかけが論じられる際には、この三沢千代野事件ではなく、大阪飛田遊廓設置許可反対運動（一九一六年）<sup>(41)</sup>一九一八年のみに言及されること多かつた。たしかに飛田遊廓問題は、婦人參政権獲得運動へ着手する際の「最初の動機」のひとつとして久布白自身が述べているものであり、本稿においても飛田遊廓問題の重要性を否定するわけではないが、久布白の法意識を考えるうえでの彼女の原点として、三沢千代野事件と飛田遊廓問題とのいづれを重視するかによって、彼女の唱える「廢娼」のニュアンスについての解釈が異なつてくる。すなわち先行研究においては、久布白ら廢娼論者たちの救済対象であるところの娼妓に対する態度においては「憐れみは時として侮蔑の感情と表裏であつた」<sup>(42)</sup>とされ、女性を娼婦と聖母とに分断する「性の二分法」<sup>(43)</sup>によって芸娼妓を「排斥」したという批判がなされているが、三沢千代野事件の重要性を考えるならば、そのような評価は一面的にすぎるといえるのではないか。娼妓たちへ「姉妹」や「仲間」と語りかけ、その苦しみを「我身の傷」<sup>(44)</sup>とした久布白において、被救済者の像は、確かにある時期、三沢千代野に代表される少女たちのその後の姿——貧しさゆえに奉公に出され、やがて売春を余儀なくされる女性たち——であつたのである。

司法の場での苦い経験を経た久布白は、自らの活動に実効力を加えるべく、その「ホーム」論に政治的色彩を強めてゆくが、その理想の担い手が、積極的に「政事」へもかかわつてゆく個人の像としての「市民」である。それは具体的には次のようなかたちで論じられている。

私は何故に全国の基督教徒が結束してこの普選運動を起さないか不思議でなりませぬ、政事は俗界の事で神事でないと云

うのでじょうか、この国を神の国と為すと云う時に、國の國是に直接關係する國政を捨てて省みないと云う事は實に時勢遅れの甚だしいものでは有りますまいか、私は一個の婦人として是非一個の市民となり度いと思ひます、そして是非國家の責任ある一員となつてつくしたいと思ひます。<sup>(4)</sup>

## 「市民」が「國民」になるとき

このような「市民」の論じ方には、彼女の「ホーム」論の二つの特徴をみてとることができる。その一つは、「神の國」（神のホーム）を建設するためには、その前段階として「國」における「訓練」（「國政」への參加）が必要条件とされていること、もう一つの特徴は、その理由を「時勢」として捉えていることである。このような論理においては、「神の國」の理想を掲げる人びとにとって國家との関わりは避けがたく、また前述のようにこの「時勢」こそが自らの女性解放運動の追い風になつてゐるとの認識のもとでは、この論理そのもののからの逃避も困難である。このようにして久布白が「市民」となることを望むとき、その彼女のイメージは、かつて二十代のころ過ごしたアメリカで、彼女が見知った人々のありようだった。久布白は「共和政治」の実施の必要性を論じるなかで「それについて最も必要な事は、各自が神の子と云う偉大なる自覚をもつて自治独立の個人となる事」であるとし、その一例として「米国でタフトでもウイルソンでも、ずんずん偉大な一市民として、任期を終れば平静な市民生活に立ち帰つて」とアメリカ的「市民」の像を挙げている。<sup>(4)</sup>そして、そこに自らの理想を重ねた久布白は、ついに一九二二年十月、再び渡米することとなつた。彼女はこのときの思いを、一九二二年七月の『婦人新報』に、「何故に渡米するか」とのタイトルのもとに、次のように記している。

最初の心に往来して居る事は、如何にも自身が島国<sup>日本</sup>を脱却し得ざる事です、今日の如く全国の姉妹と明け暮れ事

を共にする時には、全國意識丈けは幾分養われて来ました、然し國際意識に到つては未だ實に朦朧としたものです、支那印度等の同じ東洋の姉妹等に対しても実に遠隔の感が去りません〔中略〕遅れ馳せながら私共も最早國際意識に生きねばならぬと<sup>(44)</sup>思います。

すなわち、久布白のいう「市民」とは、このように自らの「島国根性」を反省し「國際意識」を養つて「支那印度等の東洋の姉妹」とも連帶しうる世界市民をも意味していた。渡米の後、さらに歐州諸国を歴訪した彼女は、自らの理想を歐米的「シティズンシップ」と同様のものであると確認し<sup>(45)</sup>、一九二三年四月に帰国した後は、女性の「市民」化の重要性は「万国の事実に従して明瞭」<sup>(46)</sup>であるとして「私共の目的とする處は、我国三千五百万の婦人が、先づ市民としての新らしき自覺に目覚むることです」と語氣を強めている。しかしこの時点では机上の構想にすぎなかつた日本における「市民」化の、その理想の実現可能性をみるにいたつたのは、帰国の五ヶ月後、一九二三年九月一日、関東大震災のときである。

この日、赤坂の矯風会本部にいた久布白は、「大揺れに揺れた」会館本部から矢嶋楫子を助け出し、燃える街中から大久保まで避難した<sup>(47)</sup>。この大久保は、震災後の救済活動の中心地となり、はや九月一四日にはキリスト教震災救護団が結成され、衣類やふとんの配給活動を行つてゐる。震災直後に東京市庁へと出向いた久布白は、そこで役人から救護活動への協力を要請され<sup>(48)</sup>、これをうけて、九月二十八日、東京連合婦人会が成立した。東京連合婦人会は、研究部（政治部）、社会事業部、職業部、職業第一部、教育部からなり、乳児のいる家庭への煉乳の配給、ふとんの作成、衛生状態の調査などのほか、研究部（政治部）においては公娼廃止や普選問題の研究が行われ、ここには山川菊栄も参加している<sup>(49)</sup>。山川は、この東京連合婦人会における女性たちの働きに対して賛辞を寄せているが、震災後の東京で見られた女性たちのボランティア活動の様子に感銘を受けたのは山川だけではなく、久布白落美もまた強く心を打たれ

た一人であつた。

震災の一年後、久布白は女性たちの活動を回顧して「婦人自らが、國家を見出し、又国家の市民として自らを見出した」と述べたが、実際、震災直後からの彼女の主張には、「市民」という語が頻繁にあらわれており、震災のプラスの影響としての、人々の「市民」化への強い期待を、それらのうちに読み取ることができる。

天然の革命に遭遇せし今日心機一転、凡ての住民を「市民」とし、凡ての婦人を「市民」としここに東京在住者に、市を愛するの権利を与ふる事は決して少々<sup>マダ</sup>事ではないと<sup>(60)</sup>思います。

責任ある市民として復興しましよう。「傍点久布白」住民たるの誇り丈けでは足りませぬ、「市民」としての責任を私共は要求します〔中略〕市民として又公民としての責任と、同時に権利を要します<sup>(61)</sup>。

かつて理想として思い描いただけの像にすぎなかつた「市民」が、震災後の彼女には、それらが目の前に立ち現れたかのように意識されたのであつた。抽象論としての「市民」論をこえて、彼女は、震災後の日本に「市民」を発見したのである。

### 三 「政治の国民化」から「奉公」へ

久布白落実にとって関東大震災の衝撃は、一時的なものでは終わらなかつた。彼女がその結成のきっかけをつくった東京連合婦人会が、一九二四年一二月に婦人参政権獲得期成同盟会（のち婦選獲得同盟と改称）へ発展すると、久

布白はその総務理事に就任し、五年半にわたつて代表者をつとめることとなる。また同時に、矯風会内につくられた組織である日本婦人参政権協会の理事としても婦選問題にかかわることになった。関東大震災をきっかけとするそのような組織的展開の中心に身を置きながら、彼女は『婦人新報』において、自らの活動の一つの原点としての関東大震災について繰り返し言及しているが、その意味付けは、年を経るごとに微妙に変化する。震災の一年後には「市民」の日として回顧された震災記念日は、やがて「国民」の日、「国家的」記念日として位置付けられてゆく。

しかしそもそも、震災前後の久布白が「市民」を高唱するとき、その「市民」概念は当初から、「国民」を胚胎した「国家の市民」であり、またその「市民」らしさとしての「国際的自覚」もまた、「国民的自覚」と表裏一体であった。彼女の「ホーム」論においては「国際間の関係」は「空に育つる事」はできず、自らの足元から「家」や「國」を経て「団体意識」を鍛えることで、ようやく形成しうるものとされており<sup>(3)</sup>、いわば「国民的自覚」をもつことは「国際的自覚」をもつための「訓練」である。このことは震災と人びとの意識との関連についての次のような具体的記述のなかにも確認できよう。

現今の日本の状態を考えますに、婦人間には未だ、嘗て開闢以来例なきまでに、社会意識や、国民意識が発達して来て居るようです、特に震災後は、東京連合婦人会と云い、大阪連合婦人会と云い、其他、神戸、京都、名古屋などと重なる都市に於ける、有ゆる婦人団体の連絡した行動は、大いに婦人同志の間に、国民的、自覚を呼びさまし、又延いては国際的、自覚をも呼びさます事となりつつあることを喜ばしう存じます。<sup>(3)</sup>

ここにはやはり、彼女が『婦人新報』へ執筆を始めて以来、貫して唱え続けている「ホーム」論の構図をみてとる」ことができるが、このような主張が、そもそもはじめから孕んでいた危うさを露呈するのは、次のように論じ進

められるときである。それは「政治は、我々の生活そのもの」という思想への「根本的変化」を促す主張のうちにあらわれる。

政治と云うものに対し、根本思想に変化、或いは進歩が来らねばならぬと思います〔中略〕政治は政党さわぎでなく唯又選挙さわぎでないとするなれば、何でしょ、云うまでもなく、政治は、我々の生活其ものでなければなりません、即ち私共に生活の安定を与へる基礎、唯に生命財産の安全を保証する、警察権のみでなく、我等の職業より危険を除き、又失業の不安を除くもの、我等の収入に最低額を定めて、生活の必然的の墮落を未然に防ぐもの、母子の身体の保護、市町村の衛生設備、教育設備、道路、住宅、食料等の保証、其他何々、と、凡て日常生活を形成する事物、万端に渡つて、今日の政治なるものは、其職責を有し又権利を有するものです、是等の生活の根本に對して執行権ある政治に向つて、我等の生活の根本を預る即ち一家の衣食住を管轄して行く婦人が、之の圈外に投げ出され、又これに對して無知である可く、余儀なくせらし法は万々ない筈であると申されましよう〔中略〕政治の国民化に當つて、最も必要な事は、其根本の考えが、一変する事です、門をしきりとして、内と外、全くの別世界とした考えを捨てて、町村は我が邸、国家は我が家と云う心持ちが、先づ第一に我國民の男女凡べてに入ることだと思います。<sup>(4)</sup>

ここでは、「政治」が「生活」を出発点とするという彼女の従来の主張から大きく踏み出し、「政治は、我々の生活そのもの」、すなわち「政治」イコール「生活」と論じられ、公的領域と私的領域の境目の消滅を意味するものとなつた。そしてこのように彼女の主張が、関東大震災当初の、生活者の側からの「政治」への働きかけ、という在り方を越えて、「生活」と「政治」との無制限の相互介入を許したとき、久布白が「國家に對する奉仕」、すなわち「奉公」を自らの仕事として論じ始めるのは時間の問題であつた。それは、「生活」から「政治」へと向かつていたはずのベクトルが、いつしか「政治」の側から「生活」の場へ向かうものへと反転した瞬間である。このような「ホー

ム」論の転回は、具体的には、関東大震災の記念日としての九月一日を「酒なしデー」と定め、国家の「後援」のもとにイベント化するという動きのうちに見ることができる。

「酒なしデー」とは、一九二七年九月一日、関東大震災の五周年にあたり、矯風会が全国支部一斉におこなつたイベントであり、このイベントの背後には国家による後援があつた。久布白は同年一一月、「酒なしデー」について回顧する文章のなかで「九月一日酒なしデーと、市も、府も内務省も、これを後援すると云うすばらしれです」と述べており、この時点では行政の介入に警戒を示す様子もない。このイベントが行われる以前から国家は禁酒運動への関わりを強めているが、その動きに着目して、久布白は次のように論じてゐる。

更に進んで、例の廿五歳〔禁酒法〕案は生れて来ました。又外には国民禁酒同盟が出来、学生排酒聯盟が出来、又中央社会事業協会の賛成となり、各府県に於ては、禁酒村の設立を此處彼處に見るに至り、最近群馬県の如きは、我国最初の廃酒県たらむとの希望を以つて努力しつゝある等、実に至る處に、大勢の動きを見る事が出来ます。特に、我国としては、皇室に於て摄政の宮殿下が、禁酒、禁煙を以つて立ち給ふ事は、国民として實に感動く能はざる處です。又此度總理大臣、大藏大臣より東京市の婦人団体及び女学校長を招待して、國家の經濟について相談あられし時、七ヶ条の条項中、其第五は、禁酒、禁煙の美風を喚起すべしと有るなど、殊に以つて我が國が國家としてこの問題に目覚めつゝある確証と申してよいと思ひます。<sup>(65)</sup>

この久布白の記述からは、やまやまな手段で国家が禁酒運動へ働きかけている様子がうかがわれ、またそのような国家の動きに対する久布白らの歓待の姿勢が読み取れる。日本の矯風会は、その活動の三大目標の一つに「禁酒」を掲げ、また「矯風会」はTemperance Unionの翻訳（Temperanceは「禁酒」とも訳される）でありながら、じち

らかといえば「禁酒」より廃娼運動に力を入れていたのだが、第十一回万国矯風会大会（一九二一年）以降、久布白は禁酒運動への関心を高めていた。「禁酒」と「廃娼」とを関連づけるという発想のインパクトを、彼女は「恰も雷に打たれた人の如く、インスピレーションの打撃で倒れん計り」と表現するが、その「禁酒」と「廃娼」をつなぐ論理とは、「酒を取つて仕舞へば人は眞面目になる、眞面目になれば純潔は来る」という雑駁なものであった。

しかし、久布白における「ホーム」論の転回を促す直接的契機が、廃娼運動そのものではなく禁酒運動であったことの意味は重要である。そもそも彼女の最も初期の論説においては、その「貞操」論は「人格」の問題として、男女の人間関係のありかたを問題化するジエンダーリズムであったことは既に述べた。しかし酒の摂取の規制によつて身体の統制をはかる「禁酒運動」を介して「純潔」をとらえ始めたとき、「純潔」は身体統制の問題としてとらえ直され、かつての議論の女性解放論的側面は削ぎ落とされて、「民族の健康能率」を高めるための「純潔」論へと変容したのである。このような変化は彼女の「ホーム」論の転回に対応するもので、女性の切実な日常体験を問題化すべく論じ始めた「貞操」論は、人的資源としての「健民」を求める国家の要請を代弁するものへとすり替わったのである。

「純潔」や「貞操」という語を同じように用いていても、両者の内容は大きく異なっている。

「酒なしデー」のメインイベントが行われた東京では、人びとは前日の八月三十一日に明治神宮に集まり、藍地に白で「酒なしデー」と染めぬいた旗を飾つた二十七台の車でパレード、午後にはちようちん行列、演説会、および日比谷公園音楽堂で震災記念会を催した。参加団体は百二十三、参加者は三千名。翌日九月一日にはまた震災記念会を開き、市内六十八カ所で禁酒のビラまき、空からは二機の飛行機でビラをまいた。この九月一日のビラまきは東京のみならず全国一斉に行われたもので、全部でポスター十三万枚、宣伝ビラ九十二万枚を要したという。

この華やかなイベントの背後に、「國家」は「奉仕」を要求する実体として立ち現れる。久布白は「今年は、全国

「市民」が「国民」になるとき

の有ゆる教会と交渉を結び確固たる基礎の下に、国家に対する奉仕の実を挙げ度いと思ひます」と述べ、そして矯風会は「政治運動と離るる事が出来なくなつた」。<sup>(20)</sup>

政治は官吏の手を離れ、特權階級の手を離れ、今や民衆のものとなりつつある、我等は今や民衆の一員として、善惡にかかはらず一票の持主となりつつ有るのだ、今日の場合は最早六十年前の、目つぶり時代ではない、伝道を選ぶが故に政治を除外せねばならぬ時代ではない、政治は国民のものだ、政治は民衆のものだ、大工も左官も皆一票の持主だ、我等の日常生活の一部となつて来て、仕舞つたのだ。<sup>(21)</sup>

しかし、このように「政治」と「生活」とを一体のものとして論じはじめた久布白が、その自らの主張に沿つて動き始めた運動から逃れられなくなりつつあるとき、自らの置かれた立場の危うさに、彼女自身、ようやく気づいたようである。そのとき彼女のうちに芽生えたのは、国家を、その市民運動への介入を含め「鐵鎖」としてとらえるという視点である。皮肉なことに、そのような視点を彼女に与えたものもまた、関東大震災の記憶であった。一九二八年三月、エルサレム宣教大会に出席した久布白は、そこで出会つた朝鮮人の一女性から、関東大震災時の朝鮮人虐殺事件に対し日本のキリスト教会が沈黙を守つたことを批判され、自分が「朝鮮の内に又支那に、又印度に、この近き東洋の国々の内に唯一人も友を持たぬと云う事」に「生まれて始めて」打ちひしがれる。<sup>(22)</sup>そして、ここではじめて、民族をこえて友を持つことを困難にする障壁としての「國家」を意識するのである。久布白は、「日本人」が「國家と云ふ鐵鎖に縛られて」、國家の為すことに「何等の批判なく、之を是認し、又は一默に附し、所謂、「おはらぬ神に罰当らざ」の態度を取る<sup>(23)</sup>ことを、自己批判的に述べている。

しかしこの「國家といふ鐵鎖」の存在に気づいたはずの久布白は、その存在ゆえに生じる問題の克服を、「国民」

たることを放棄するというかたちではなく、逆に、「愛國心」の徹底、「國民」であることの徹底によつて乗り越えようとした。国家に対しても批判的意見を述べることができないのは「其訓練が國民的に至つて幼稚」で「愛國心が、未だ甚だ皮相」であることに起因するし、とりわけ対外問題については「國民は多くの場合、明瞭なる知識を得る機會を奪はれ、或ひは偏狭な無関心に捕はれて、政府の処置を批判する事を控へ、為めに國家をして其非を遂げしめ」といふので論じて、「國民的訓練」を一層強化する必要を主張するのである。

このようにして「民族の健康能率、道徳、人格に、勝利を獲得する國民を創り出」<sup>(25)</sup>することを目標として掲げた久布白は、やがて九月一日の禁酒デーに「國家的排酒」の「國民運動」との位置付けを与えるようになる。<sup>(26)</sup>さらに、一九三一年、その関東大震災の記念日は、「我等各自が担う大事な宝物」としての「國家」の記念日となり、<sup>(27)</sup>「生活」と「政治」との関係は、「公が私になる事」として論じられ、かつての「生活」から「政治」へという主張から、「生活」の「政治」化へと、完全に逆転するに至つた。「ホーム」論の構図はそのままに、かつて女性解放論としてあつたはずの彼女の主張は、似て非なるものへと変容したのである。

### おわりに

「人権闘争」と「戦争協力」を両極として、振り子のように揺れ続ける廢娼運動への評価とともに、久布白落実個人の像も、これまで容易にその焦点を結ぶことはなかつたが、彼女の主張の連續面と断絶面とを、ともに「ホーム」論の転回としてみれば、あるときは真剣に女性の解放を願い、あるときはファシズム国家にとりこまれた一人の人間の姿が、そこに現れる。その彼女について、本稿がたどりえた軌跡から浮かび上がる問題を以下の三点にまとめ、む

すびにかえたい。

第一に、公共性の問題である。久布白が「市民」論から「国民」論へと重点を移すのは関東大震災をめぐる論説においてであるということは確認してきたとおりであるが、当然ここで生ずべき問いは、なぜ、それが「大震災」でなければならなかつたか、といふものであろう。久布白における「市民」の発見と「国民」論への変容とが、なぜ、ほんでもない関東大震災の記憶を介するものとなつたのか。彼女にとって関東大震災の事件性は、一つの都市の物理的崩壊によるものではなく、むしろそこで見た人びとの姿、復興のボランティアに励む女性たちに対する感銘と期待によるものであり、その思いの言語化が「市民」論であった。通常の暮らしにおいては隠蔽されている社会的共同を、関東大震災という、最低限の衣食住にも事欠く「危機」に際して自覚化させ、「民主主義」についての意識を高めようとしたものなのであり、すなわち関東大震災が「生活の問題」を否応なしに自覚化させる「危機」であつたこと、それが彼女に「市民」論を語らせたのである。<sup>(8)</sup>しかし、いわばボランティア論でもあるこの議論が、やがて「国民」論として国家の下請け的働きを心理的に強要する側面を持つに至つたことの意味は、真剣に検討されるべきであろう。

第二に、身体統制としての「健康」の問題である。本稿は、久布白が関東大震災の記念日を「国家的」記念日となく直接的契機が禁酒運動であつたと論じたが、身体統制でもあるこの「禁酒」が次第に「廃娼」と関連づけられてゆくときの、その思想的媒介としてある「健康」観の問題は、見過すことのできない重要性をもつものである。<sup>(9)</sup>禁酒運動と廃娼運動とは、それぞれに長い歴史を持つだけに、両者がいかに結びつけられたかを探るのは困難な作業であるが、今後の課題としたい。

これら第一と第二の問題はともに、第三の問題、すなわち、久布白の「ホーム」論をめぐり、その初発の時点でも根源的な問い合わせとしてあつたフェミニズムの問題と深く関係している。彼女が「ホーム」論で問うたのは、「生活」

と「政治」の関係であり、あるいは私的領域と公的領域との関係であり、その問題関心は「個人的なものは政治的である」(the Personal is the Political) じゃなくて、むしろ個人と重なつていた。「市民」論と「国民」論のはざまで、女性解放論が他のものへと変質してゆく、その臨界を見極めるとこう課題は、いまだ女性解放を我がものとなしえていない現代において、なお切実さを有してゐるといえよう。

註

(1) 久布白落実『廢娼ひとすじ』中公文庫、一九八一年(初版は中央公論社、一九七三年)。なお本書に附された高橋喜久江の「あとがきにかえて」によれば、本書は、久布白自身が執筆し『婦人新報』に掲載された「血色」等を材料として、久布白の死後に高橋がまとめたものである。

(2) 従来の矯風会研究は廢娼運動や婦人参政権運動の側面のみ重点をおくもので、矯風会の女性労働問題との関わりや禁酒運動等、その他の重要な侧面についての研究が欠如していることについては、石川静恵が指摘している(石川静恵『戦間期の女性運動』東方出版、一九九六年、一八五頁、二三八頁)。久布白落実については、主に廢娼運動や婦選運動の運動史研究の一部として論及されることが多い、その思想を詳細に分析した先行研究は無し。

(3) 以下、久布白落実の著作を年代順に並べるならば、次のようになる。『父』(東京市民教会出版部、一九二〇年)、『女は歩く』(東京市民教会出版部、一九二八年)、『新日本の建設と婦人』(教文館、一九三一年)、『貴女は誰れ?』(林歌子伝) (牧口五明書店、一九三一年)、『Japanese women speak : a message from the Christian women of Japan to the Christian women of America』(Central Committee on the United Study of Foreign Missions, 1934)、『南北米西五十日の旅』(日本基督教婦人矯風会、一九三五年)、『矢嶋樹子傳』(警醒社書店、一九三五年)、『父と良人』(東京市民教会出版部、一九三六年)、『婦人参政権の沿革及現状』(婦人参政権叢書) (日本基督教婦人参政権協会、一九三六年)、『湯浅初子』(東京市民教会出版部、一九三七年)、『純潔教育はなぜ必要か(純潔教育シリーズ 2)』(社会教育連合会、一九四九年)、『五十年の歩みと五十日の旅』(日本基督教婦人矯風会本部、一九五六年)、『五人の先生たち』(共著、日本基督教団出版部編、日本基督教団出版部、一九六一年)、『受胎安全期』とはなしにか・ヒトの発生をめぐつて』(カール・G・ハーメン著 久布白落実訳、日本リスト教婦人矯風会出版

部、一九七〇年)、『廢娼ひとすじ』(中央公論社、一九七三年)。

(4) 久布白落美『貴女は誰れ? (林歌子伝)』牧口五明書店、一九三一年、三頁。

(5) 久布白落美『湯浅初子』大空社、一九九五年(初版は東京市民教會出版部、一九三七年)、五頁。

(6) 「市民社会」概念については「今日、この概念を長らく自家養籠中の物としてきたヘーゲル—マルクス主義的系譜からの明白な離脱を示し〔中略〕国家および市場から相対的に独立した市民——bourgeois——の「公共領域」論として復活したといえよう」(千葉眞「市民社会論の現在〔思想の言葉〕」(『思想』一〇〇一年五月号、二一頁)とされている。先行研究においては、しばしば矯風会を「市民的女性運動」と評しているが、これらは「ブルジョア的」との意味であり、本稿において論ずる「シティイズン」としての「市民」概念とは異なる。

(7) 久布白落美『婦人新報』(『婦人新報』一九二七年四月号)。以下、『婦人新報』からの引用は、日本キリスト教婦人矯風会編『婦人新報』復刻版、二二出版、一九八五(一九八六年)による。

(8) たとえば、西川祐子『私の居場所／居方』(『思想』一〇〇一年六月号、一五〇頁) 参照。

(9) 前掲久布白『廢娼ひとすじ』六七〇—七一頁。

(10) 財団法人日本キリスト教婦人矯風会編『日本キリスト教婦人矯風会百年史』ドメス出版、一九八六年、六二三～六二六頁。

(11) 『日本キリスト教婦人矯風会百年史』は、「当時の時代的な制約」および「会の指導者の限界」として、次のように記している。

「久布白は青春期をハワイとアメリカ西部の日本人移住者の中で生活し、日本人の海外移住には積極的であり、骨を埋める覚悟で、外地にとけこんで发展につくべきだと考えていてこと、ガントレット恒子は、欧米人との多くの交流経験から、外国人が日本を知っていないことを痛感し、海外に日本を理解させることに使命を感じていたので、国際連盟で日本が孤立すると、平素からロビイストを置いて、日中の特殊関係を理解せねばならないと考えるなど、対外的に日本政府の立場を正当化する傾斜を持つていたことや、オピニオンリーダーたちが、明治人らしい愛國者だったことなど、さまざまな制約はあった」(前掲『日本キリスト教婦人矯風会百年史』、六二五～六二六頁)。しかし海外移住に対し積極的であつたり欧米人との交流体験があるということが必然的に侵略戦争の肯定へとつながるわけではなく、この説明をもつて「誤り」の原因が十分に解明されたということはできない。

(12) ガントレット恒『七十七年の思ひ出』(植村書店一九四九年刊の復刻版)、大空社、一九八九年、一五八頁。

(13) 前掲『日本キリスト教婦人矯風会百年史』、七三二頁。

(14) 本稿は、同志社大学人文科学研究所第一研究「女性キリスト者研究」班における個人研究の成果として発表するものであるが、同研究班においては現在、共同研究として矯風会機関誌『婦人新報』を分析しており、矯風会の指導者たちの論説についての個別研究もまたその共同研究の一環として進めている。

(15) 久布白落美の父である大久保真次郎については、久布白落美『父と良人』(東京市民教会出版部、一九三六年)、本井康博「人物

誌——大久保真次郎」(『同志社時報』一〇九、二〇〇〇年三月) 参照。

(16) 前掲久布白『魔娼ひとすじ』七九頁。

(17) 久布白落美「貞操の観念と国家の将来」(『婦人新報』一九一六年一〇月号)。

(18) 久布白落美「市を家となせ国を家となせ」(『婦人新報』一九一七年七月号)。

(19) 久布白落美「矯風会の二大眼目」(『婦人新報』一九二〇年二月号)。

(20) 久布白落美「婦人新報」一九一六年五月号)。

(21) 久布白落美「全国の教会に訴ふ」(『婦人新報』一九一六年一月号)。

(22) 久布白落美「矯風会は何を以て国家に貢献するや」(『婦人新報』一九一七年八月号)。

(23) 久布白落美「矯風会の内的歴史(平塚女史の評論を読みこむ)」(『婦人新報』一九一七年八月号)。なおこれは『新小説』一九一七年六月号に掲載された平塚の論説に対する応答である。

(24) 同前。

(25) 久布白落美「根本思想の改造」(『婦人新報』一九一七年一月号)。

(26) 久布白落美「婦人の権利と公娼制度」(『婦人新報』一九一九年一月号)。

(27) 同前。なお川村邦光は、『女学世界』(一九二一年新年号)において男性の「獸のよくな心」を批判する女性読者の記事を紹介し、「これまで女性のセクシュアリティのみが道德的・衛生学的に問題視されてきたのに対して、『処女』また『愛』というコンセプトを拠り所として、おそらく初めて男性のセクシュアリティが問われたのである。男の貞操あるいは童貞が、倫理的に議論のテーマとなることは、これまでなかつた」と論じているが(『オトメの身体——女の近代とセクシュアリティ——』紀伊国屋書店、一九九四年、二〇一~二〇四頁)、久布白は既に一九一七年に「男子貞操義務」の問題を論じていてことから、時期的にみても、久布白の問いかけは画期的なものであつたといえる。

このような意味において、久布白の「男子貞操義務」の主張は、ある種の女性解放思想である。藤田ゆきは「歐米の『魔娼』運動には少なくともその当初にはフェミニズムが存在するが、日本の運動にはそのようなものは存在しない」と述べるが(藤田ゆ

き『性の歴史学』（普及版）不一出版、一九九七年、二七頁）、本稿は、久布白の最も初期の論説にはみられるフェミニズムが、その「真操」概念の変容とともにやがて消失する理由を追及するものであり、その点については、本稿三で分析している。

(28) 久布白落実「世界の一員」（婦人新報）一九一七年二月号)。

(29) 久布白落実「大阪飛田洗淨運動」（婦人新報）一九一七年六月号)。

(30) 久布白の「家庭」觀は、次のように論じられている。「家庭は決して楽しみの場所ではない、こゝは男女の訓練の場所、ここは夫婦、親子互ひに犠牲を以つて立つ処です（中略）家庭生活の完全を期するにはやはり生命がけの苦勞、忍耐を辞せざる覚悟がなければこれを全うする事は困難です、家庭の樂園、スキートホームは、やはり十字架より生れ出づる事が事實では有りますまいか」（久布白落実「クリスマス」『婦人新報』一九一五年二月号)。

(31) 片野真佐子「婦人矯風会を見る廢娼運動の思想——再び天皇制下の性と人間をめぐつて——」（日本女性史論集5 女性と宗教）吉川弘文館、一九九八年、所収。初出は人間文化研究会『女性と文化』III、JCA出版、一九八四年）。片野の研究は、矯風会が「自己本来の活動を奪われることによってではなく、まさにその活動において戦争協力の道を辿つた」わけを「天皇制国家における同化と排斥の論理」との関連で考察し「民主主義の前提する国民の等質性」の問題として論じたもので、久布白における「国民」概念を扱う本稿の執筆にあたり学ぶことが多かった。しかし、久布白の論説を内在的に追跡することをテーマとする本稿は、久布白の主張を矯風会の「皇室中心主義」との関連でとらえるよりもむしろ、久布白自身が「皇室中心主義」の後にくる「新しい一大觀念」であると主張するところの「生活問題」との関係で、彼女の「国民」概念をとらえようとするものである。

(32) 久布白落実「勝利の確信」（婦人新報）一九一八年一〇月号)。

(33) 同前。またこのような表現から、久布白のいう「家」が、いわゆる「家制度」とは異なる独自の概念であることがわかる。

(34) 久布白直勝については、前掲久布白「父と良人」、和田良信編『日本キリスト教団東京都民教会創立六十年』日本キリスト教団東京都民教会、一九七八年、一一〇一三頁、三四〇四〇頁を参照。なお後者によれば、東京市民教会を東京都民教会と改称したのは一九四三年のことである（二四一頁）。東京都制が布かれて間もなくの改称であり、「会員の中に反対もあつた」とされているが（四七頁）、その改称の理由の詳細については記されていない。

(35) 前掲久布白『廢娼ひとすじ』一一五頁。

(36) 同前。

## 「市民」が「国民」になるとき

- (37) 久布白の「ホーム」論が法的権利の問題へ応用される際の、具体的なたたちについては、久布白落実「第三十五回大会を迎へんとして」(『婦人新報』一九二六年二月号) 参照。
- (38) 前掲久布白『廢娼ひとすじ』一四六〇一四七頁。および久布白落実「大正十年の大会を迎へんとして」(『婦人新報』一九二一年二月号) 参照。
- (39) 久布白落実「公娼全廃教育運動の跡を省みて」(『婦人新報』一九二三年九月号)。
- (40) 前掲久布白『廢娼ひとすじ』一四五〇一四八頁。
- (41) その代表的な記述としては、前掲『日本キリスト教婦人矯風会百年史』三四六〇三五〇頁。
- (42) 久布白落実「日本婦人參政權協会」(『婦人新報』一九二二年一月号)。
- (43) 前掲藤田「性の歴史学」三〇二頁。なお、藤田は同書において、廢娼論者の「アジアと無産階級への視点」の「欠落」を批判しているが、久布白の論説からは、「アジア」および「無産階級」への関心を読み取ることができる。たとえば、アジア諸国に關しては、久布白落実「多事なる八月」(『婦人新報』一九一九年八月号)、同「日本婦人の國際的覺醒」(『婦人新報』一九二四年八月号)、同「聯邦中華民國」(『婦人新報』一九二八年八月号)を参考のこと。また無產階級については、久布白が『婦人新報』に初めて連続講座として載せたものが「労働問題物語」(一九二九年)、およびその統編としての「東洋労働物語」(一九三〇年)であったことを考慮に入れるべきではないか。とりわけこれらの中で久布白が「娼妓階級」という言葉を用いていることは興味深い。
- (44) 鈴木裕子「解説」『日本女性運動資料集成』第八巻、不二出版、一九九七年。
- (45) 久布白落実「労働問題物語(一)」(『婦人新報』一九二九年九月号)。
- (46) 前掲久布白「日本婦人參政權協会」。
- (47) 久布白落実「基督教婦人矯風会の本領」(『婦人新報』一九二一年一月号)。
- (48) 久布白落実「大正十一年の大会を迎へんとして」(『婦人新報』一九二二年一月号)。
- (49) 久布白落実「何故に渡米するか」(『婦人新報』一九二三年七月号)。また彼女はこの後にも繰り返し自らの「島国根性」を自己批判している。たとえば彼女はアメリカの排日問題に言及し、次のように述べる。「日米〔排日〕問題は〔中略〕日本婦人を呼び醒まして國際的立場に立つことを余儀なくしましたが、此等に翻つて考ふる事は、私共は、東洋の婦人等とぞ丈けの親しみや、關係を有して居るかと云う事です〔中略〕私共は、支那朝鮮に対して、同文同種と申ますけれど、お互に理解する処か、

- 唯互いに蔑視し合うのみです、尤も今日迄、両国とも婦人を多く家内に閉じ込む風習が強くかかる事も一つの障害となつたには違ひありませんが、今後は此等の障壁を打破して、大いに相互の理解に努む可きだと思います」(久布白落実「日本婦人の国際的覺醒」『婦人新報』一九二四年八月号)。
- (50) 久布白落実、「我等の称ふる婦人參政權」(『婦人新報』一九二三年六月号)。
- (51) 久布白落実、「只今帰りました」(『婦人新報』一九二三年四月号)。
- (52) 前掲久布曰「我等の称ふる婦人參政權」。
- (53) 前掲久布白「廢娼ひとすじ」一六二一～一六三頁。
- (54) 前掲『日本キリスト教婦人矯風会百年史』四二三一～四二三頁。
- (55) 前掲久布白「廢娼ひとすじ」一六四頁。
- (56) 前掲『日本キリスト教婦人矯風会百年史』四二三一～四二五頁。
- (57) 同前、および山川菊栄「おんな二代の記」平凡社東洋文庫、一九七一年、二六五～二六六頁。
- (58) 山川菊栄「大試練を経た婦人の使命」(『婦人宝鑑』大正一三年版、『山川菊栄集3』岩波書店、一九八二年、二三一～二五七頁所収)。また『婦人新報』に掲載された山川の論説(「再生の東京と婦人の要求」『婦人新報』一九二三年一一月号)においても「市民」という語は多用されており、関東大震災による「市民」化への自覚めは、ひとり久布白落実個人の問題ではない。なお、山川菊栄の思想に関東大震災が与えた影響の重大性については、拙稿「〈生活〉と〈歴史〉を結ぶもの——山川菊栄論」(『同志社法学』二六二号、一九九九年)で既に指摘している。
- (59) 久布白落実、「一ヵ年の回顧」(『婦人新報』一九二四年九月号)。
- (60) 久布白落実、「我等は如何なる帝都を建設すべきか」(『婦人新報』一九二三年一〇月号)。
- (61) 久布白落実、「復興第一の春」(『婦人新報』一九二四年一月号)。
- (62) 前掲久布曰「日本婦人の国際的覺醒」。久布白の「ホーム論」にみられるこのよな論理は、當時、一部の知識人の中に共有された認識であつたと思われる。たとえば下村宏(国際連盟本部理事・朝日新聞社専務)は「日本人に国際的訓練の必要」との副題を付した論説の中で、「日本人は国内の訓練——お膝元の家庭、村、町、市の中の共同生活の訓練すら出来て知らない有様であるから、況んや国際關係の訓練に於ておやである」と述べており、またその「訓練」が欠如している原因の一として、久布白と同様、日本が「島国」であることを挙げている(下村宏「縦と横」『婦人』第二卷第二号、一九二五年二月一〇日)。

「市民」が「国民」になるとき

(63) 前掲久布白「日本婦人の国際的覺醒」。

(64) 久布白落実「全國的政治教育の必要」(『婦人新報』一九二五年七月号)。なおここで久布白が、公的領域と私的領域との境を消滅させるべきだととの主張を展開する際に、そのイメージの具体例として、自らの祖母である徳富久子の像を挙げていては興味深い。かつて思想的克服の対象として論じられた「皇室中心主義」(本稿脚注(25)参照)への再接近とも読めるのではないか。

(65) 久布白落実「巻きもどす一カ年の絵」(『婦人新報』一九二七年一二月号)。

(66) 久布白落実「永遠の進軍」(『婦人新報』一九二六年七月号)。なおこの引用部における「此度總理大臣、大藏大臣より東京市の婦人団体及び女学校長を招待して、國家の經濟について相談のあられし時」とは、内務省の勤儉奨励運動の一環である。勤儉奨励運動については小山静子「家庭の生成と女性の国民化」(勁草書房、一九九九年)を参照。

(67) 前掲久布白「只今帰りました」。

(68) 同前。

(69) 「全国一斉酒なし日運動報告」(『婦人新報』一九二七年一〇月号)、および前掲『日本キリスト教婦人矯風会百年史』四五〇頁。

(70) 久布白落実「昭和三年を迎ふ」(『婦人新報』一九二八年一月号)。

(71) 久布白落実「国民半数による総選挙」(『婦人新報』一九二八年二月号)。

(72) 同前。

(73) 久布白落実「隣邦中華民国」(『婦人新報』一九二八年八月号)。

(74) 同前。

(75) 同前。

(76) 久布白落実「昭和維新」(『婦人新報』一九二八年一二月号)。

(77) 久布白落実「國家的廃酒日の成立」(『婦人新報』一九二九年九月号)。

(78) 久布白落実「九月一日」(『婦人新報』一九三一年九月号)。

(79) 久布白落実「廢娼完成の曉には」(『婦人新報』一九三一年四月号)。

(80) 久布白落実「関東大震災後の人びとの『われわれ』意識については、成田龍一「関東大震災のメタヒストリーのために——報道・哀話・美談——」(『思想』一九九六年八月号)を参照した。また、震災が人びとに「市民社会」および「民主主義」の問題についての熟考を迫るのは、関東大震災時に特有なことではなく、さきの阪神大震災の後にも、それらの問題を震災と関連づけた論説や研究文

献がみられた。本稿の執筆に際しては、桑田禮彰「解題 震災の思想」『震災の思想——阪神大震災と戦後日本』（藤原書店、一九九五年）、岡本仁宏「市民社会、ボランティア、政府」立木茂雄編著『ボランティアと市民社会』（晃洋書房、一九九七年）を参考した。

(81) 戰前の「健康」観については、藤野豊『強制された健康 日本ファシズム下の生命と身体』（吉川弘文館、一〇〇〇年）、および鹿野政直『健康觀に見る近代』（朝日選書六七四、二〇〇一年）を参考した。両者とも、禁酒運動については論じていないが、性病と「健康」観との関連に論及し、前者は、娼婦の問題も取り上げている。なお、本稿を脱稿したのち、藤野豊『廢娼と存娼その相克と協調』（富坂キリスト教センター編『大正デモクラシー・天皇制・キリスト教』第四章、新教出版社、二〇〇一年）が出版されたが、その成果を取り入れることができなかつた。